

令和2年度実地指導等における主な指摘事項について

中部総合事務所福祉保健局地域福祉支援課

令和3年2月26日

【サービス共通：運営基準】 事例1

サービス利用開始後に個別援助計画（通所・訪問介護等計画）が作成されていた。

◎当局の指導内容等

サービス提供は個別援助計画に基づいて行われることが原則です。利用開始日までに個別援助計画を作成し、利用者へ交付、同意を得るように留意してください。

◇改善状況

- ・計画作成に係る事務分担の見直しや計画作成に関しての一連の流れを職員へ再周知の徹底など。
- ・サービス開始前に管理者や他のサービス提供責任者に確認をもらい、チェックを複数人で行うなど

◇根拠

* 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令第37号)

(例) 通所介護の場合

第98条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところとする。

一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

第99条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

事例2

個別援助計画が居宅サービス計画に沿って作成されていない。

◎当局の指導内容等

居宅サービス計画の内容に変更があったが個別援助計画が適切に更新されていないものや、サービス内容について居宅サービス計画と個別援助計画の間で相違のあるものがありました。計画に基づいたサービス提供を適切に行うためにも適切な作成・更新に留意してください。

◇改善状況

- ・個別援助計画作成者とは別に確認責任者を置く。
- ・チェック表を用いて、個別援助計画の内容を確認する。

◇根拠

* 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年12月21日鳥取県条例第76号)

※通所介護の場合
第5条別表6「通所介護計画」

1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、居宅サービス計画の内容に沿って、作成すること。

事例3

居宅介護支援事業者と密接な連携が図られていない。

◎当局の指導内容等

今年度実地指導で多く見られた事例です。居宅サービス計画作成等に関わる情報について適切に居宅介護支援事業者へ情報提供されていない、やり取りが口頭のみで終始しており、ケアマネに対して正しく情報が伝わっていない等々が散見されました。適切にケアプランや個別援助計画の変更等が行われる為にも、居宅介護支援事業者と密接に連携し、必要な事項は記録する等、留意してください。

◇根拠

* 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令第37号)

(例) 訪問介護の場合

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

事例4

従業者の職種について書面上で明確にされていない。

◎当局の指導内容等

口頭辞令等で辞令を行っており、書面上で職員の職種等が確認できない事業所が散見されたものです。人員基準で示される必要な人員配置が適切になされているかを確認できるよう、辞令書の交付等を行い、書面上においても職員の職種を明確にするよう留意してください。

《よくある事例》

- ①異動職員に対する(職種を含めた)辞令が口頭のみとなっている。
- ②複数の職種を兼務している職員について、辞令が一部職種のみとなっている。

◇根拠

*鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年12月21日鳥取県条例第76号)

※通所介護の場合
第5条別表6「従業者の配置」

1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。

(1)管理者 (2)生活相談員 (3)看護師又は准看護師 (4)介護職員 (5)機能訓練指導員